

総合事業における 地域リハビリテーション関係加算の新設

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室



地域リハビリテーションの推進

○体を動かせるようにするだけでなく、食事ができるようにする、洗濯をできるようにする、働けるようにするといった生活全体を支える取り組みを推進

○病院や施設ではなく生活の場である地域の中で、リハビリ専門職だけでなく、生活に関わるあらゆる方が担い手となってリハビリテーションを展開することにより、住み慣れた場所で、質の高い生活を送り続けられるよう支援

機能回復訓練

座る・立つ・歩く等ができるように訓練する

日常生活支援

食事・排せつ・着替え・入浴等ができるように、本人への働きかけと環境調整をする

病院・施設ではなく、生活の場でのリハビリ

身体機能の回復だけでなく、生活全体の質を向上させるリハビリ

リハビリ専門職

医師
看護師

介護福祉士

家族
ボランティア



ホームヘルパー

社会参加支援

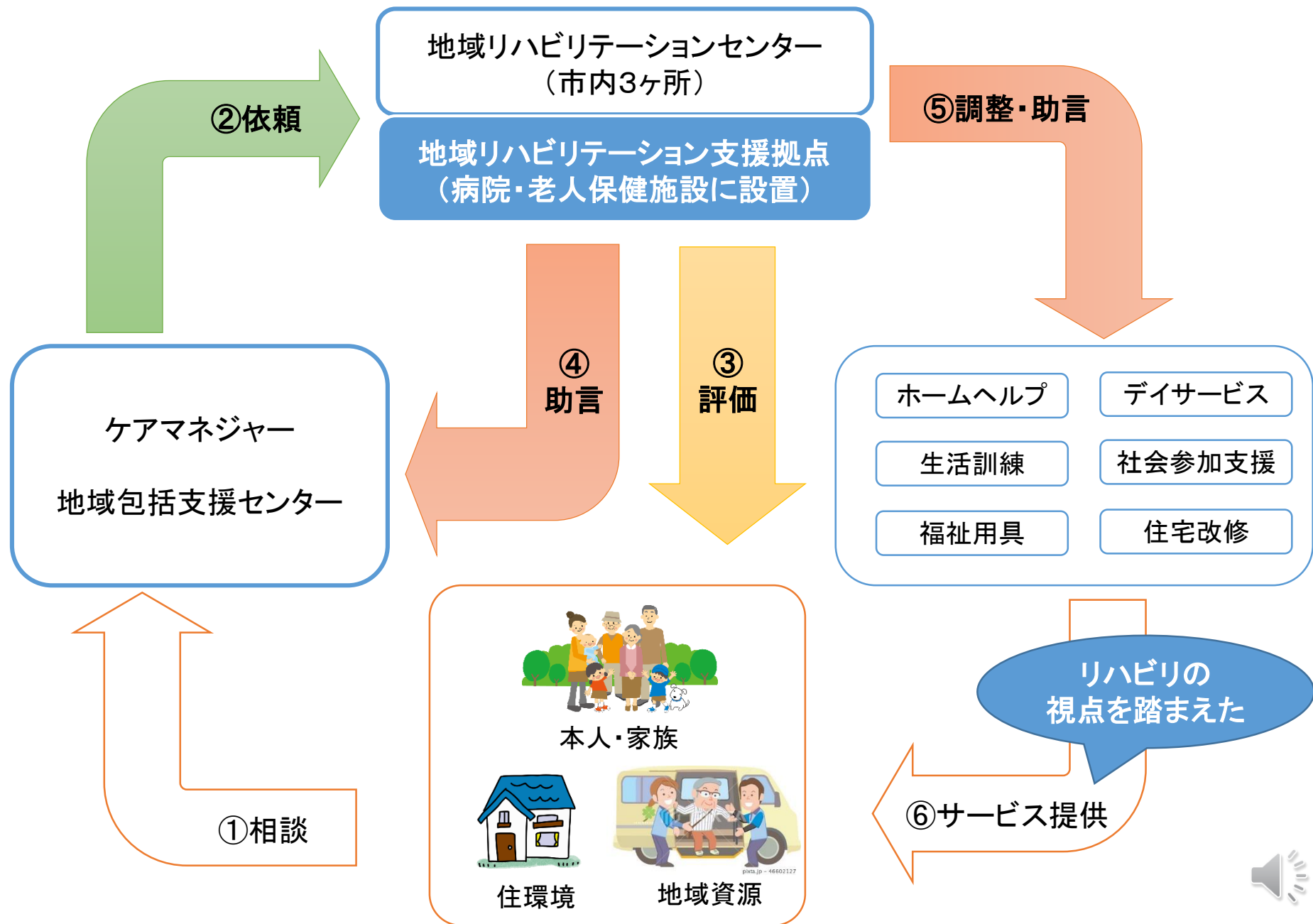
地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくりを支援する

生活活動支援

掃除・洗濯・料理・外出等ができるように、働きかけと環境調整をする

ケアマネジャー
相談支援専門員

高齢者分野における地域リハビリテーション体制の整備



地域リハビリテーション支援拠点のご案内

(川崎市委託事業)

事業概要

リハビリ専門職が、ケアマネジャーや施設・事業所からの相談に応じ、助言を提供します。

支援内容

○身体・認知機能や生活環境に関する相談
○介護サービス・ケアの方法に関する助言

○医療に関する助言
○福祉用具・住宅改修に関する助言

新たに認定を受けた方または病院や施設から退院・退所した方を対象として、概ね3か月間程度支援します。

支援方法

○利用者宅への訪問 ○カンファレンスへの出席 ○事業所への訪問

利用手続き

1. 地域リハビリテーション支援・申込書を記入し、FAXかメールで送信
 2. 電話により、生活や住まいの状況を伺った上で、訪問・カンファレンス等の日程を調整
 3. リハビリ専門職が相談に応じながら助言を提供
- 利用料無料 契約手続き不要

報酬の算定対象

○介護予防ケアマネジメント 地域リハビリテーション連携加算
○介護予防訪問・短時間通所サービス 生活機能向上連携加算（市独自）
○居宅介護サービス・介護予防通所サービス 生活機能向上連携加算（国制度）

拠点事業所名 【所在区】	電話/FAX メール	拠点事業所名 【所在区】	電話/FAX メール
川崎協同病院 【川崎区】 <small>※居宅介護サービス等の加算は対象外</small>	080-4834-5717 / 277-9857 kyodo-kyoten@kawaikyo.or.jp	介護老人保健施設 たかつ 【高津区】	741-3077 / 741-3008 nose-team4@sounkai.com
総合川崎臨港病院 【川崎区】	080-5670-9683 / 244-4791 rihakyoten@rinko.or.jp	老人保健施設 レストア川崎 【宮前区】	976-7111 / 976-6692 rk-chiikiriha@hanasakikai.or.jp
介護老人保健施設 千の風・川崎 【幸区】	080-2264-6882 / 511-0466 sen.kaze-tiikirihha@kenjin.or.jp	介護老人保健施設 よみうりランドケアセンター 【多摩区】	948-1611 / 948-1612 yomikyoten@landcare.jp
介護老人保健施設 樹の丘 【高津区】	820-0350 / 820-1350 kinooka@kawaikyo.or.jp	麻生リハビリ総合病院 【麻生区】	981-6832 / 981-6871 info_reha_asaorehabili@souseikai.net

申込・問合せ先

※お近くの拠点事務所であれば、どこでも相談をお受けします。相談内容に応じて、担当する拠点事業所を調整する場合があります。

こんな時にご相談ください

廃用症候群になってきているけど、
どんなケアプランにすれば…

医療ケアが必要だけど、
どんな調整をすれば…



ケアマネジャー
地域包括支援センター

初めて利用されることになったけど、
身体の状況がよくわからない…

歩行が不安定になってきたけど、
どんな福祉用具が合うのか…

階段を降りられなくなったけど、
どうすればいいかわからない…

〇〇の病気で退院されてきたけど、
どんなことに気を付ければいいのか…

要介護状態が改善してきたけど、
どうやってケアの内容を変えようか…

要介護状態が重度化してきたので、
新しい介護方法を相談したい…



ホームヘルプ・デイサービス等
介護事業者

もうすぐ退院・退所だけど、
ケアマネさんに病状がうまく伝わるかな…

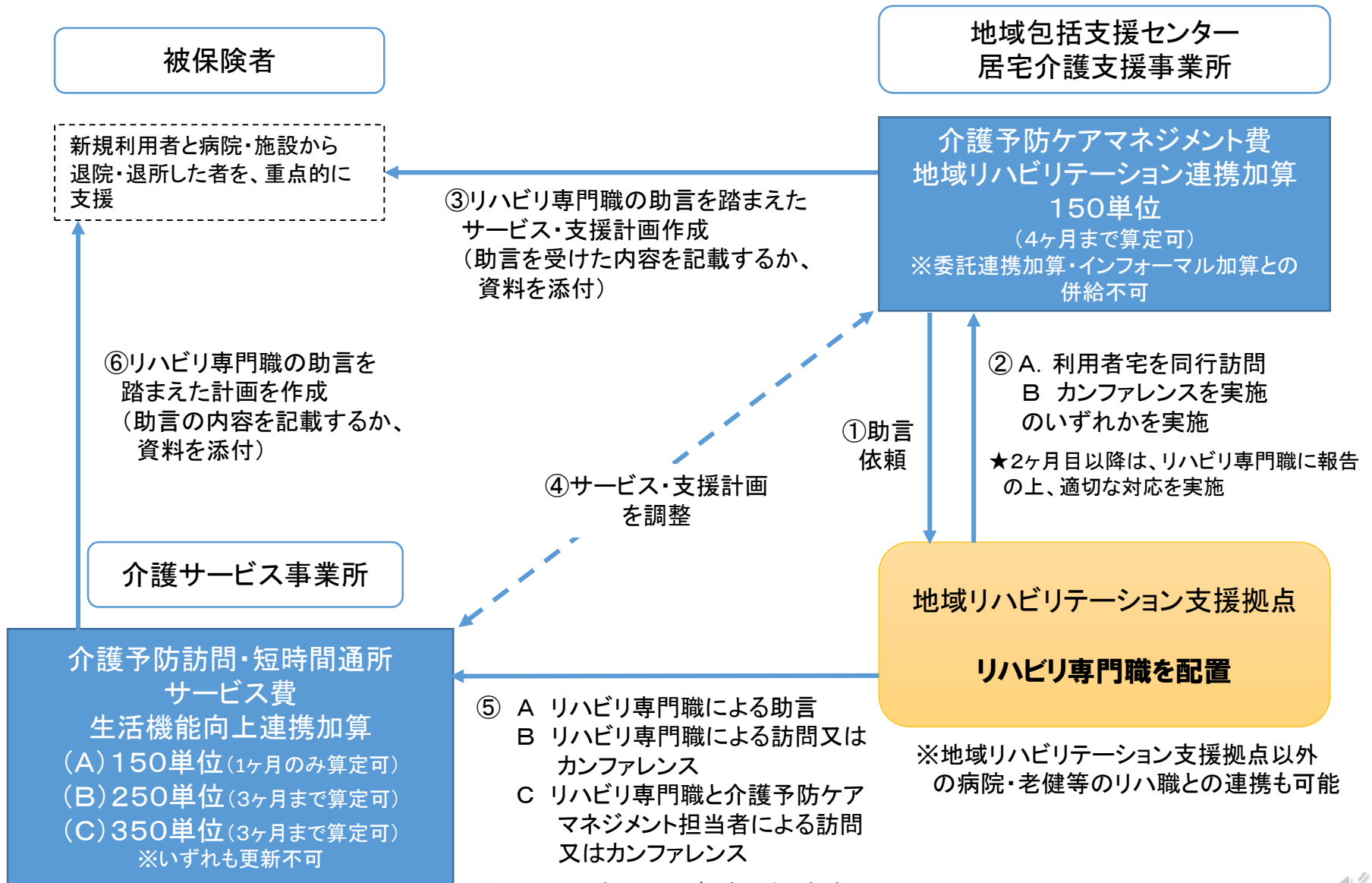
病院・施設でやってきたリハビリを、
在宅支援につなげたい…



病院・施設



地域リハビリテーション推進に向けた取組【総合事業サービスの場合】

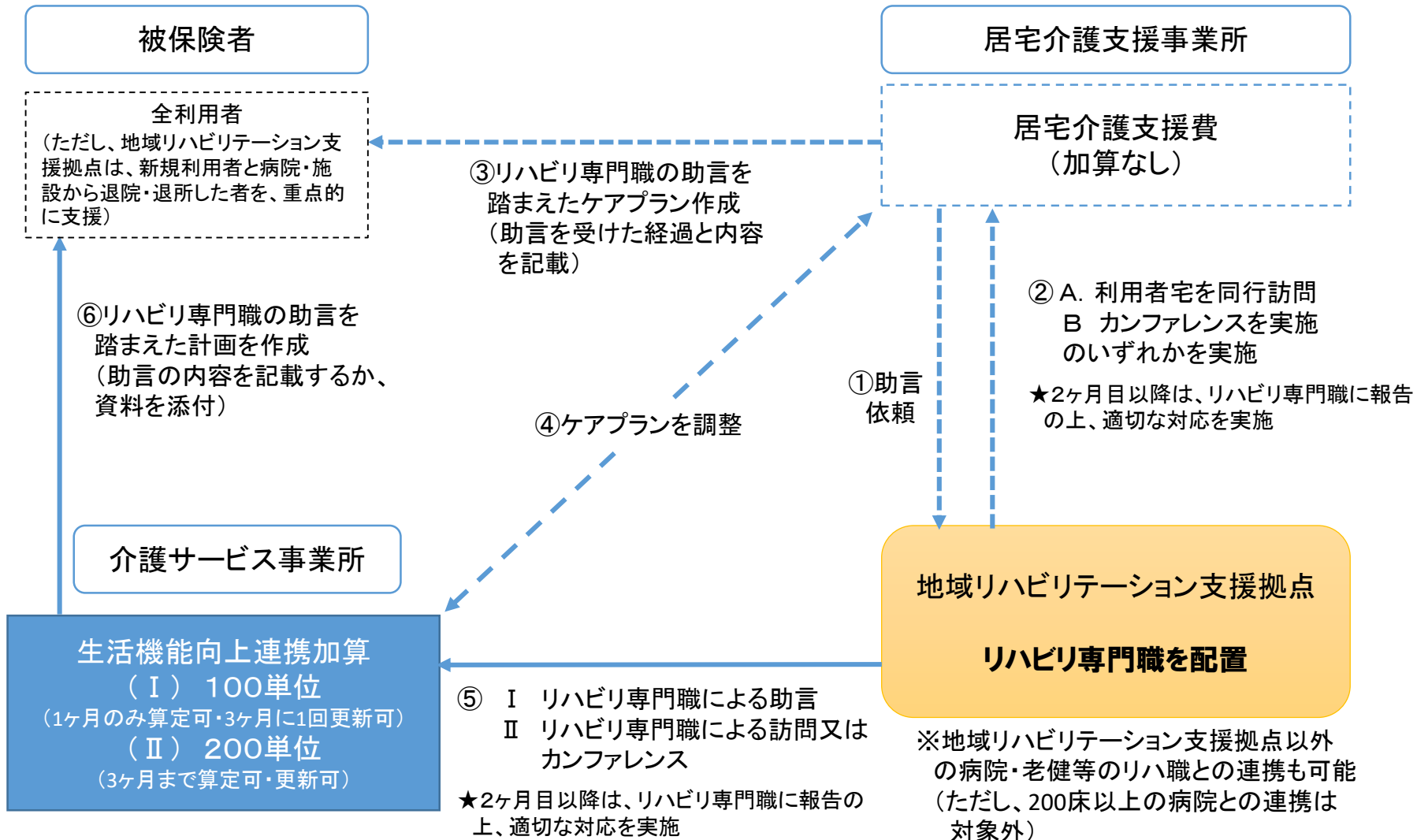


※現行の(Ⅰ)100単位、(Ⅱ)200単位は、更新可

★2ヶ月目以降は、リハビリ専門職に報告の上、適切な対応を実施



地域リハビリテーション推進に向けた取組【居宅介護等の場合】



地域リハビリテーション支援拠点に関する報酬①

介護予防ケアマネジメント

地域リハビリテーション
支援拠点

※他病院・他施設のリハ職も
実施可能

①利用者宅の同行訪問か、
カンファレンスを実施

地域リハビリテーション支援・
提供書を発行

新規利用者
退院・退所者

地域包括支援C
ケアマネジャー

介護予防サービス・
支援計画を作成

③反映

②添付

2ヶ月目以降は、リハ職に報告して、状況の確認を
受ければ、算定可

ただし、状況の変化等により助言内容が変更となっ
た場合は、新しい提供書に基づいて計画を変更する
事が必要

地域リハビリテーション
連携加算を算定

地域包括支援C 150単位／月
ケアマネジャー 120単位／月

★最長4ヶ月まで



地域リハビリテーション支援拠点に関する報酬②

介護予防訪問サービス／介護予防短時間通所サービス

新規利用者
退院・退所者

地域リハビリテーション
支援拠点

※他病院・他施設のリハ職も
実施可能

- ①A. リハ職による助言
B. 訪問かカンファによる助言
C. ケアマネ担当者も加えた三者
での訪問かカンファによる助言

サービス事業所

介護予防訪問／短時間通所
サービス計画を作成

③反映

地域リハビリテーション支援・
提供書を発行

②添付

生活機能向上連携加算を
算定

- (A) 150単位／3月
 - (B) 250単位／月
 - (C) 350単位／月
- ★最長3ヶ月まで

2ヶ月目以降は、リハ職に報告して、状況の確認を受ければ、算定可
ただし、状況の変化等により助言内容が変更となった場合は、新しい提供書に基づいて計画を変更する事が必要



地域リハビリテーション支援拠点に関する報酬③

生活機能向上連携加算算定対象サービス

リハビリ専門職
(病院・他施設等)

※地域リハ拠点も実施可能だが、
地域リハ拠点は、新規利用者等
退院・退所者を重点的に支援

- ① I. リハ職による助言
II. 訪問かカンファによる助言

リハビリ専門職による助言
(方法は任意)

全利用者

サービス事業所

サービス計画を作成

③反映

②添付

生活機能向上連携加算を
算定

(I) 100単位／3月

(II) 200単位／月

★更新可能

2ヶ月目以降は、リハ職に報告して、状況の確認を受ければ、算定可

ただし、状況の変化等により助言内容が変更となった場合は、新しい提供書に基づいて計画を変更する事が必要

介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の関係

認定不要

介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活
支援サービス
のみ利用する
場合

地域リハ連携
加算の対象は、
こちらだけ

例) 福祉用具貸与を併用すると、
地域リハ連携加算は算定できない

生活機能向上連携加算A・B・Cは、
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
どちらで利用した場合も算定可

例) 福祉用具貸与を併用しても、
生活機能向上連携加算を算定できる

要支援

介護予防支援

介護予防給付
を利用する場合

介護予防給付と
介護予防・生活
支援サービスの
両方を利用する
場合

介護予防訪問サービス
介護予防通所サービス
介護予防短時間通所サービス

介護予防訪問入浴
介護予防訪問看護
介護予防訪問リハビリ

介護予防通所リハビリ
介護予防短期入所

介護予防福祉用具
貸与・販売
介護予防住宅改修

